

第6章 キャンパスライフ 課外活動編

課外活動

授業以外の時間を利用して参加する課外活動は、組織ならではの協調性・自主性・リーダーシップといった、社会に出てからも必要とされる要素も課外活動を通して育成されます。

本学においては、入学すると全員が学友会の会員となります。学友会の中には、各種委員会、体育系・文化系のクラブ(部)、同好会など50以上の課外活動団体が組織され、学生が主役となって運営されています。自分に合った課外活動団体を見つけ、より充実した学生生活への第一歩として皆さんの積極的な参加を期待します。

学友会とは

学友会とは「学生の学生による学生のための組織」です。学生が主体となり、自分達のキャンパスライフをより良く、楽しくするために活動をする組織です。高校で言うところの生徒会に近い存在になります。

課外活動団体について

4月に学友会が主催する新入生歓迎クラブ・サークル紹介で説明があります。委員会および協議会所属クラブ(部)に入会したい場合は、各部のクラブハウスに行きましょう。

委員会		
学友会本部	学友会中野支部	学園祭実行委員会
中野祭実行委員会	体育部協議会本部	文化部協議会本部
学友会学生生協委員会		

厚木、中野両方で活動する団体		
ダンス部 (POLYTECHNICS)	プログラミング研究会	特撮研究会
TRPG-Club	軽音楽部	マンガ・デザイン研究会
天文部	吹奏楽団	演劇部
コスプレサークル	サウンド研究会	剣道部

厚木のみで活動する団体		
バドミントン部	硬式庭球部	硬式野球部
e-sportsサークル	からくり工房	茶道部
卓球部	バスケットボール部	弓道部
JAZZ研究会	K.A.F 建築サークル	モーターサイクル部

中野のみで活動する団体		
写真部	報道写真部	カラー写真部
FOTO.ism	TPU 映像制作サークル	特撮研究会
パフォーマンス研究会		

※これ以外に数多くの「同好会」が活動しています。
詳しくはEvolution' 24で確認してください。

同好会の設立について

同好会を設立するためには以下の条件を満たしている必要があります。

【設立条件】

- ・活動内容が明白であること
- ・構成員が5名以上であること
- ・顧問が在任していること

クラブ(部)の設立について

クラブ(部)を設立するためには以下の条件を満たしている必要があります。

【設立条件】

- ・同好会として承認されている団体であること
- ・2年以上の活動を行い「月間活動報告書」が提出されていること
- ・活動が活発に行われていること
- ・学友会会則の項目に反していない規則を制定していること
- ・構成員が10名以上であること
- ・顧問が在任していること

新たに同好会・クラブ(部)の設立に関する詳しい内容は、学友会本部で相談してください。



新しいサークル
を作りたい場合は
学友会に相談して
ください。

部室について

各委員会・協議会所属クラブ(部)には部室があります。厚木キャンパスは7号館と体育館G階と1階、中野キャンパスは「クラブハウス」に集まっています。場所は「第9章 校舎案内」で確認してください。

課外活動に関する手続き

学外での合宿・大会等に参加する場合は、1週間前までに「課外活動許可願」を学生課に提出してください。特に、夏季及び冬季休暇前にも忘れずに提出してください。提出されない場合は、学生教育研究災害傷害保険が適用されませんので、注意してください。また、終了後には必ず「報告書」を提出してください。

参考資料

東京工芸大学学友会会則 (P.83)
東京工芸大学学友会課外活動団体取扱規程 (P.86)
Evolution' 24(学友会本部)

後援会学生課外活動強化費

この制度は、後援会からの助成金を基金とし、学生の課外活動団体の活動をより活性化するために、大学が指定した活動団体に対し、その運営に係わる主に以下の費用の経済的援助を行うことにより課外活動の支援に寄与するものです。申請を希望する団体は学生課に相談してください。

●支給対象

- ①指導者に対する謝礼・交通費・宿泊費の助成・所属部員の合宿
- ②試合等に係る遠征費の助成
- ③その他、活動上必要となる経費の助成

学友会活動奨励金制度

本制度は、同窓会より助成された学友会活動奨励基金により各クラブ・同好会等及び各委員会の活動を奨励し活性化を図ることを目的としています。申請の受付は原則、前期・後期の2回で、掲示にて連絡します。

●支給対象

- ①学外指導者に対する謝礼及び旅費交通費
- ②連盟等の登録費用
- ③大会等の参加又は運営に必要な費用
- ④強化クラブ又は委員会の活動費
- ⑤大学の知名度を高める活動を行った団体又は個人に対する活動費用
- ⑥その他、学生委員会が適当と認めたもの

相談窓口  学生課

学友会行事

学友会活動予定表

- 4月 新入生歓迎クラブ・サークル紹介
- 5月 **学友会総会**
文化部協議会新入生歓迎会
体育部協議会新入生歓迎会
- 7月 神奈川県央3大学定期対抗戦(今年度は休止の予定)
創工祭
- 8月 各クラブ合宿
- 10月 学生連絡評議会
学園祭 中野キャンパス
学園祭 厚木キャンパス
- 11月 Sports Festival (予定)
- 2・3月 各クラブ合宿

総会へ行こう！

学友会総会はすべての会員を対象にした、学友会における最高決議機関です。必ず出席しましょう！

学園祭

毎年秋に行われる学友会最大のイベントが、学園祭(工芸祭・中野祭)です。研究や作品発表、模擬店、コンサート、講演会などさまざまな催し物が生まれ、学内の賑わいは後夜祭まで続きます。

学生連絡評議会

学生の代表者と学長を含む大学の役職者が会し、学生が大学に対し意見や要望を伝える会議です。学内の施設の至る所に、この会議で学生から要望されたものが形となって実現しています。大学に伝えたい意見や要望がある場合は、ぜひこの会議の場を利用してください。議題の受付は学友会が行います。

神奈川県央3大学定期対抗戦 (今年度は休止の予定)

本学、神奈川工科大学、産業能率大学の県央3大学によるスポーツ対抗戦で、毎年7月に会場持ち回りで開催されます。クラブの対抗戦だけでなく、近年、一般種目も増え、一般参加の学生も増えています。

創工祭

学園祭実行委員会主催で、クラブ活動における日頃の作品制作の発表の場として、厚木キャンパスで開催されます。作品発表の他に、ステージイベント等も予定しており、まさに「夏の学園祭」です。

マナーアップキャンペーン

学友会メンバーが自主的に年に数回、マナーアップキャンペーンを行っています。

このキャンペーンではキャンパス内外での清掃活動や喫煙マナー違反の学生に注意を呼び掛けることを通じて、学生全員が気持ちよく大学生活を過ごすことを目的としています。

集会・掲示・刊行物発行・ビラ配布

学生が学内において次の行為を行う場合は、学生課において以下の手続きが必要になります。

内容	備考
集会等を開催する場合	1週間前までに願い出て、許可を得てください。
ポスター・案内文等を掲示する場合	①大学が定めた掲示板(学生用掲示板・学友会掲示板)を使用してください。 壁・ガラス等の掲示板以外の場所には、絶対に掲示しないでください。 ②掲示責任者を明確にし、掲示物を持参して学生課の許可を得てください。なお学友会掲示板を使用したい場合は、学生課の許可を得る前に学友会本部の許可を得てください。 ③掲示期間は原則2週間です。期間経過後は責任をもって完全に撤去してください。 ④立て看板を使用したい場合は、タイプと設置希望場所を明確にし、学生課の許可を得てください。
新聞・雑誌・小冊子等を発行する場合	1週間前までに現物を持参し、許可を得てください。
ビラ配布・アンケート調査等する場合	

相談窓口  学生課

ボランティア活動

ボランティア支援センターについて

ボランティア活動は特別なことではなく、一人ひとりの何気ない活動の中で、行われているのです。個人が何かのために役立ちたいと思う心、また、お互いに助け合って生きていこうとする気持ちがあれば立派なボランティア活動ができます。本学では、ボランティア活動をしてみたい、何かに自分の技能や特技を活かしたいと考えている人の活動を支援する「ボランティア支援センター」を厚木キャンパス学生課に開設しています。

ボランティア情報の紹介

大学に依頼があったボランティア募集の情報については、随時、コウガイ.netでお知らせします。興味のある学生はご確認ください。

相談窓口 

学生課

参考資料 

東京工芸大学ボランティア支援センター規程(P.74)

東京工芸大学ボランティア活動支援金支給規程(P.75)

ボランティア活動支援について

ボランティア活動に従事した学生に対して、その活動を支援、推進するために支援金を支給する制度があります。支援を受けるには、個人または団体でのボランティア登録が必要になります。また、ボランティア活動実施前に「ボランティア活動支援金申請書」を学生課に提出する必要があります。

●登録できるボランティア内容

- ①社会福祉ボランティア
障害者援助、介護(相談・助言)
- ②国際交流ボランティア
留学生支援(相談・通訳)、海外活動
- ③技能ボランティア
手話通訳者、パソコンテイク、ノートテイク語学(通訳・日本語)、文化活動(写真・音楽等)、スポーツ活動(指導)、各種免許(運転免許、その他)及び特技
- ④一般ボランティア
防災・災害時におけるボランティア、環境保護活動等
- ⑤その他のボランティア

●支援金の対象

交通費、宿泊費、保険加入助成、活動補助金
※全てボランティア支援センター運営委員会が必要と認めたものに限ります。